

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年1月18日（平成30年（行情）諮問第26号）

答申日：平成30年7月12日（平成30年度（行情）答申第174号）

事件名：「bilateral plans」に関する決裁関連文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『bilateral plans』（The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation (April 27, 2015)）に関する決裁関連文書の全て。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月2日付け情報公開第00419号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

不開示決定の取消し。

「bilateral plans」の重要性を鑑みると、これに関する決裁関連文書が存在しないとは首肯できないので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、平成29年4月3日付けで受理した審査請求人からの開示請求「『bilateral plans』（The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation (April 27, 2015)）に関する決裁関連文書の全て。」（以下「本件開示請求」という。）に対し、法10条による延長を行った後、不開示（不存在）とする原処分を行った（平成29年6月2日付け情報公開第00419号）。

これに対し、審査請求人は、平成29年6月14日付けで原処分について、行政文書を不開示（不存在）とすることを不服とし、原処分の取消しを求める審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、「『bilateral plans』(The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation (April 27, 2015))に関する決裁関連文書の全て。」(本件対象文書)であるが、外務省では該当する文書を作成・取得していないため、不開示(不存在)とする決定を行ったものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「『bilateral plans』の重要性を鑑みると、これに関する決裁関連文書が存在しないとは首肯できないので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」として、原処分取消しを求めている。

過去にも同一請求者より同一内容の開示請求(以下「前回開示請求」という。)があり、不開示(不存在)決定を行ったところ、異議申立てを受けた前例があるが、その際には原処分妥当との答申が交付されている(平成28年度(行情)答申第807号)。

外務省は、本件開示請求を受け、前回開示請求受付日(平成27年7月3日)以降に新たに作成・取得した文書の有無を含め、対象文書の探索を入念に行ったが、該当文書の存在を確認できなかったため、不開示(不存在)決定を行っており、かつ、そもそも外務省は本件開示請求内容に関する業務を主管していないことを踏まえれば、決定内容は不自然なものではなく、同請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は「『bilateral plans』(The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation (April 27, 2015))に関する決裁関連文書の全て。」である。

当審査会事務局職員をして、外務省及び防衛省のウェブサイトそれぞれの日本語版及び英語版に掲載されている「日米防衛協力のための指針」(2015年4月27日)(The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation, April 27, 2015)を確認させたところ、同指針においては、日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑にかつ実効

的に行うことを確保するため、共同計画 (bilateral plans) を策定し及び更新することとされており、本件開示請求はこの共同計画に関する決裁関連文書の開示を求めるものであると解される。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 当該共同計画の作成は、日本側では防衛省を中心に行われており、外務省ではこれに係る決裁関連文書を作成しておらず、取得もしていない。本件開示請求を受け、念のため、関係部署において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等について探索を行ったが、当該文書の保有を確認できなかったことから、文書不存在につき不開示とした。

イ 本件審査請求を受け、確実を期すために、再度、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の保有を確認することはできなかった。

(2) そこで検討すると、本件対象文書を作成も取得もしていない旨の上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久